

平成25年 No.28

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

制定理由

事務局の会計監査業務に係る機能強化を図るため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年6月27日 事務協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年 6 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第19号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙  
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務局の会計監査業務に係る機能強化を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第3条 事務局に、総務部、財務施設部、学務部及び教育研究支援部を置く。 2 前項に規定する部のほか、事務局に監査室を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(係)</p> <p>第6条 第4条の課に、別表に掲げる係を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>第3章 所掌事務</p> <p>[省略]</p> <p>第2節 財務施設部 (財務課)</p> <p>第11条 財務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>第3条 事務局に、総務部、財務施設部、学務部及び教育研究支援部を置く。 2 前項に規定する部のほか、事務局に監査室を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(係)</p> <p>第6条 第4条の課に、別表に掲げる係を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>第3章 所掌事務</p> <p>[省略]</p> <p>第2節 財務施設部 (財務課)</p> <p>第11条 財務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[省略]</p>

(16) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。

〔省略〕

（経理課）

第12条 経理課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

〔省略〕

(13)所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。

(14)所掌事務の調査及び報告に関すること。

(15)その他経理に関すること。

（施設課）

第13条 施設課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

〔省略〕

(15)所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。

(16)所掌事務の調査及び報告に関すること。

(17)その他施設整備に関する事務を処理すること。

〔省略〕

第4節 教育研究支援部

(16) 会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。

〔省略〕

（経理課）

第12条 経理課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

〔省略〕

(13)所掌事務の調査及び報告に関すること。

(14)その他経理に関すること。

（施設課）

第13条 施設課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

〔省略〕

(15)所掌事務の調査及び報告に関すること。

(16)その他施設整備に関する事務を処理すること。

〔省略〕

第4節 教育研究支援部

〔省略〕

(学術情報課)

第20条 学術情報課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

〔省略〕

(9) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。

(10) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(11) その他図書館及び学術情報に関すること。

〔省略〕

第23条 監査室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 内部監査に関すること。

(2) 監事監査の補助に関すること。

(3) 監事との連絡調整等に関すること。

(4) 会計検査院の实地検査及び監査法人等の行う監査に係る連絡調整に関する  
こと。

(5) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(6) その他監査に関すること。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

〔省略〕

(学術情報課)

第20条 学術情報課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

〔省略〕

(9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(10) その他図書館及び学術情報に関すること。

〔省略〕

第23条 監査室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 内部監査に関すること。

(2) 監事監査の補助に関すること。

(3) 会計検査院の实地検査及び監査法人の行う監査に係る連絡調整に関する  
こと。

(4) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(5) その他監査に関すること。

〔省略〕

別表（第6条関係）

〔省略〕

財務施設部

財務課

総務係

財務企画第一係

財務企画第二係

決算係

管財係

（削除）

〔省略〕

別表（第6条関係）

〔省略〕

財務施設部

財務課

総務係

財務企画第一係

財務企画第二係

決算係

管財係

財務監査係

〔省略〕